令和８年（フ）第８７号
埼玉県三郷市早稲田８丁目32番地１　グリーンテラス早稲田Ⅰ－１
破産者　滝田　秀昭
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１０４号
埼玉県越谷市蒲生西町１丁目２番15号　クリストハウス105号
破産者　風間　信也
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１４１号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3178番地　レオパレス松前２－105
破産者　長野　俊行
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１４２号
埼玉県越谷市神明町２丁目49番地１　モデッサ15－305
破産者　河原　正貴
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１４３号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2270番地３　メゾン高松Ｂ－２号室
破産者　竹田　将馬
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１９０号
山口県岩国市由宇町南沖３丁目９番24号、破産手続開始決定時の住所埼玉県春日部市粕壁東２丁目８番46号　パルジェ春日部601号
破産者　大森　幸彦
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２３５号
埼玉県越谷市レイクタウン６丁目１番地１　Ｆｉｒｓｔ　Ｍ　ＳｔａｇｅⅡ203
破産者　忌部　征哉
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７号
埼玉県秩父市小柱378番地４
破産者　新井　美鈴（旧姓林）
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和７年（フ）第４３６０号
大阪市住之江区緑木１丁目４番35号　アノパーク加賀屋　503
破産者　坂本　健樹
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７号
兵庫県丹波市柏原町柏原1102番地15
破産者　渡邊広太郎
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第９号
兵庫県丹波市市島町中竹田185番地１
破産者　佐々木美樹
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第１７号
兵庫県丹波市春日町野瀬339番地１、前住所兵庫県神戸市北区有野町有野2088番地の２205号
破産者　細見　歩美
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

令和７年（フ）第１５９号
福岡県朝倉市甘木2060番地19
破産者　西山　　勝
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３０３号
福岡市東区香椎照葉６丁目３番12―1410号　照葉クロススタイル
破産者　和田　　優
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３２０号
福岡市博多区東平尾一丁目18番54―510号　パグーロ東平尾
破産者　古田　仁也
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６７３号
福岡県宗像市日の里７丁目22番地15
破産者　青木　謙介
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７３７号
福岡市城南区南片江１丁目７番１－205号　ハイムいしⅡ、前住所福岡市博多区上呉服町12番21号　エレガンスハイツ上呉服　103号
破産者　小川　真美
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７９７号
福岡市東区千早５丁目13番29―802号　Ｅａｓｔ　Ｃａｒｌａ，Ｄｗｅｌｌ　Ｃｈｉｈａｙａ
破産者　元木　祐介
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８６８号
福岡市東区箱崎１丁目13番11―102号　ブレイド箱崎
破産者　國吉　浩之
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部